



発行 東京都

目次

47

告示

○街並み景観ガイドラインの承認………  
………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

告示

●東京都告示第千八百八十二号

東京のしやれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第二十七条第二項の規定に基づき、街並み景観ガイドラインを承認したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 街並み景観ガイドラインの名称 日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観ガイドライン

- 二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積  
日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区  
中央区日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目及び日本橋本町二丁目各  
地内  
約六・〇ヘクタール

三 建築物の配置、形態及び外観等に関する基準の概要

通りごとの特性に応じた景観形成

一 中央通り

「歴史とにぎわいの連続した風格ある街並みの形成」

歴史的建造物と調和した基壇部の連続、高層部のセットバック等

二 日銀通り

「潤いと歴史性の感じられる街並み・歩行者空間の形成」

歴史的建造物を生かした街並みの形成等

三 仲通り

「ヒューマンスケールなにぎわいのある街並みの形成」

連続的かつヒューマンスケールの軒線形成、連続的なにぎわい表出等

四 江戸桜通り

「桜並木による魅力ある街並みの形成」

桜並木の整備・延伸等大伝馬本町通り

五

「風格と憩いの共存する街並みの形成」

中央通りと調和した基壇部の連続、たまり空間の創出等

六 中央通り地下歩道

「地上地下の歩行者ネットワークに配慮したにぎわいある地下空間の形成」

日本橋らしい色彩、素材等の採用等

七 サイン計画

「統一されたデザインサイン計画の形成」

誰にでも分かりやすいデザインにより街の一体性を強調等

三井不動産株式会社  
代表取締役社長 菰田 正信  
中央区日本橋室町二丁目一番一号

協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社日本設計

準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成した街並みデザイナーの氏名又は名称

三井不動産株式会社ビルディング事業一部内

街並み景観ガイドラインの閲覧場所

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002